

王莽の奴婢政策と赤眉の乱

藤家禮之助

漢王朝という中国古代を代表する壮大な中央集権国家を、禪讓と銘うった、古式に倣うかの如く見えて実はまことに独創的な手法で、ほとんど流血の惨事を起すこともなく手に入れた、大口で赤眼、しゃがれ声の男は、いささか不可解で、また極めて興味ある人物である。

奴婢を殺した次男を始め、四人の我が子のうち三人までも自殺に追いこんだ王莽とは、もちろん鼻もちならない偽善者であったには違いないが、その人並はずれた徳行への憧憬は、まことに一片の真実も含まぬものであったものかどうか。また、たとえ完璧の偽善者であったとしても、三代の聖人にも似た有徳者こそ、天命を受ける資格があるとする前提にたった禪讓劇をみごと完成させるためには、背徳のわが子や甥を殺し、妻を失明させてもやまぬとする、その苛烈な精神構造は、それを偽善と呼ぶのには余りにも凄絶で、そこに、ある種の使命感に似たものを感じるのは、いささか穿ち過ぎた解釈というものであろうか。

とはいっても、彼が矢継ぎ早に打ち出した諸政策の中に、（たとえば現実的ではなかったにしても）一箇の理想主義者の像を思い描くことにもまた、数多くの疑いと躊躇いを覚えるのである。

したがって、官制・幣制の改革、土地・奴婢政策、六筭の制などの

彼の諸政策を総合的に検討し、併せて彼の人となりを多角的に評価してみることは、まことに興味ある問題であると考えるが、今、この小論で、そのすべてにわたって考察を加えることは到底不可能であるし、またその用意もない⁽¹⁾。

本論では、彼の政策中、王田制と並んで著名な奴婢政策を選んで、若干の考察を試みるとともに、さらに、「新」王朝の失政の結果、各地に起った反乱が、この時代の奴婢問題にいかなる影響を与えたかについて、併せて多少の検討を試みてみたい。

(一)

平帝の死後、僅か二歳の嬰を選んで皇太子とした王莽は、その摂政となつて実権を握ったが、やがて高祖の霊から

「王莽は真天子たれ、皇太后は天命の如くせよ。」

という命を受けたとして、正式に帝位に即いた。紀元八年。「新」王朝の成立である。

直ちに整然たる官制の改革に着手した王莽は、ついで幣制を改め、さらに前代からの懸案であった土地制度、奴婢問題に手を付ける。煩を厭わずに、その条のほぼ全文を掲げると、次の如くである。

古者、設_レ廬井八家_一。一夫一婦田百畝、什一而稅。則國給民富、而頌聲作。此唐虞之道、三代所_レ遵行_一也。秦爲_レ無道、厚_レ賦稅_一、以自供奉、罷_レ民力_一、以極_レ欲、壞_レ聖制_一、廢_レ井田_一。是以兼并起、貧鄙生、強者規_レ田以_レ千數、弱者曾無_レ立錫之居_一。又置_レ奴婢之市_一、與_レ牛馬_一同_レ蘭、制_レ於民臣_一、顛斷_レ其命_一。姦虐之人、因緣爲_レ利、至_レ畧_レ賣人妻子_一。(中略)漢氏減_レ輕田租_一、三十而稅_一、常有_レ更賦_一、罷癯咸出。而豪民侵陵、分_レ田劫_レ假、厥名三十稅_一、實什稅_一五也。父子夫婦、終年耕芸、所_レ得不_レ足以自存_一。故富者犬馬餘_レ菽粟_一、驕而爲_レ邪、貧者不_レ厭_レ糟糠_一、窮而爲_レ姦。俱陷_レ于辜_一、刑用不_レ錯。豫前在_レ大麓_一、始令_レ天下公田口井。時則有_レ嘉禾之祥_一、遭_レ反虜逆賊_一、且止。今更名_レ天下田_一、曰_レ王田_一、奴婢曰_レ私屬_一、皆不_レ得_レ賣買_一。其男口不_レ盈_レ八、而田過_レ二井者、分_レ餘田_一、豫_レ九族_一・鄰里_一・鄉黨_一。故無_レ田今當_レ受_レ田者、如_レ制度。敢有_レ非_レ井田聖制_一、無_レ法惑_レ衆者_一、投_レ諸四裔_一、以禦_レ魑魅_一、如_レ始皇始祖考虞帝故事_一。(漢書 九十九 王莽傳中)

ここで述べられている、いわゆる王田制が、武帝治中の董仲舒の上言に始まる、一連の限田策の延長線上にあるものであることはいうまでもなからう。また、それが周代に行われていたとされる井田制の理念を承け継ごうとしたものであったことも、まさにその通りであったろう。ただ注目すべきことは、すでに先学によって指摘されているところであるが(2)、限度を越えた土地が国家によって回収されるのではなく、宗族・郷党に与えるべきことが指示されている点で、これは当時の国家権力と自律的な郷(里)共同体との関わり方を示す一例として興味深い。

ところで、この王田制と並んでとりあげられている奴婢問題であるが、これについては、

今更名_レ天下田_一、曰_レ王田_一、奴婢曰_レ私屬_一、皆不_レ得_レ賣買_一。

とあるのみで、土地政策と比べても、遙かに具体的内容に欠けている。したがって、それが奴婢制の廃止を意図したものであったのか、あるいは土地と同様、所有制限を意図したものであったのか、さらにあるいは、廃止も制限も意図せず、ただ文字通り売買のみを禁じたものであったのか、甚だ明瞭でない。

周知のように、前漢末期の哀帝のとき、師丹の上奏があり、これを受けて土地と奴婢の制限策が検討され、丞相孔光と大司空何武によって具体策が立案された。綏和二年(B.C.7)のことである。それは、諸王・列侯得_レ名_レ田國中_一。列侯在_レ長安_一、及公主名_レ田縣道_一。關内侯・吏・民名_レ田皆無_レ得_レ過_レ三十頃_一。諸侯王奴婢二百人、列侯・公主百人、關内侯・吏・民三十人。年六十以上、十歲以下、不_レ在_レ數中_一。賣人皆不_レ得_レ名_レ田爲_レ吏_一。犯者以_レ律論。諸名_レ田蓄_レ奴婢_一、過_レ品_一、皆沒_レ入縣官_一。(漢書 十一 哀帝紀)

とあるように、吏・民の場合、土地は三十頃、奴婢は三十人に制限しようとしたものである。この政策は、哀帝の外戚として、当時廷内に勢力のあった丁氏や傅氏、寵臣董賢らの反対にあって実現せず、王莽もまた彼らの強力な統一勢力の前に一時引退を余儀なくされるのだが、彼が大司馬の地位を去ったのは、資治通鑑によれば、この限田・限奴婢政策が提案され、事実上廃案とされたのちにこのことに思われるし、また、この制限策の口火を切った師丹というのは、

時哀帝祖母定陶傅太后・母丁姬在。高昌侯董宏上書言、春秋之義、母以_レ子貴。丁姬宜_レ上_レ尊號_一。莽與_レ師丹_一共劾_レ宏誤_レ朝不_レ道_一。

(漢書 九十九 王莽傳上)

とあるように、丁・傅氏ら連合勢力に対して、王莽と共同歩調をとる関係にあった。

とすれば、この限田・限奴婢政策に、王莽の意志が何らかの形で反映していたということは充分に考えられるところであらう。

したがって、「新」朝成立後の土地・奴婢政策を、この哀帝のときの限田・限奴婢にダブらせて理解すること、つまり、王田制に所有制限の意図が見られるように、奴婢政策にもまた奴婢制限の意図が含まれていたと解釈することは、必ずしも不当ではないかも知れぬ。

しかし、文言の上で見ると、ただ売買を禁止することを述べているだけなのであるから、この政策が奴婢制限の内容をもつものであったろうと推論することは、やはり躊躇されるのである。

次に、奴婢という身分制度そのものを廃止する意図をもつものであったかどうかという点については、この土地・奴婢政策施行の翌年のことであるが、

一家鑄_レ錢、五家坐_レ之、没入爲_二奴婢_一。

(漢書 九十九 王莽傳中)

とあって、王莽自身が禁令を犯すものを奴婢にしているのであるから、その奴婢政策が、奴婢身分を無くそうとする意図をもつものであったとすることには、前後に矛盾があつて、(直截には)成り立ち難いのである。

ここで、もう一度、原文に立ち戻ってみると、

今更名_二天下田_一、曰_二王田_一、奴婢曰_二私屬_一、皆不得_二賣買_一。

とあって、「王田」と「私屬」とが対比されている。

「王田」ということは、「詩経」小雅の「北山」の詩に見られる「溥天の下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、王臣に非ざるは莫し」に由来するものであることは言うを俟たないが、これと併置されている「私屬」の方はどうであろう。

「私屬」の用例について、二、三検証してみると、「春秋左伝」宣公十七年の条に、

郤子至、請_レ伐_レ齊、晉侯弗_レ許。請_レ以_二其私屬_一、又弗_レ許。とあり、それに杜氏が、

私屬、家衆也。

と註を加えている。また「史記」にも、

乃與_二私屬_一遂去_レ邠、度_二漆沮_一、踰_二梁山_一、止_二於岐下_一。

(史記 四 周本紀)

とあって、左伝と略々同じ意味で用いられているように考えられる。その「家衆」の内容については、後世のものであるが、「資治通鑑」の「宋紀」昇明元年の条に、

官年已老、那不_レ爲_二百口計_一。

とある部分に、胡三省が注を加えて、

宋齊之間、義從・私屬、以至_二婢僕_一、率呼_二其主爲_レ官。

と述べている。「義從」とは義によって従う賓客の類であろうが、それはともかく、この胡三省注が正しいとすれば、家衆たる「私屬」というのは、明らかに婢僕の類とは別の範疇に属するものであって、奴婢よりは身分の高い従属者(宇都宮清吉氏のいわゆる「客的位置をとるもの」⁽³⁾)、具体的には、主として仮作者、下戸、あるいは後世の佃客(類)を意味するものとして差し支えないのではあるまいか。

また、そう解することによって始めて、後段の「皆賣買するを得ず」という句が生きてくると考えられるのである。すなわち、天下の民田を「王田」と呼ぶことによって、それは売買するべき対象ではないとするのであり、奴婢もまた「私屬」と呼ぶことによって、もはや売買の対象であってはならないのだとする根拠を有することになるわけである。

もっとも、この改革策は、奴婢をそのまま従来の所有者の「私屬」として、その存在を認め続けるものと思われるから、奴婢から私屬への変化といっても、具体的にどれ程の向上があったか多少疑問ではあるが、たとえ観念的にはあれ、奴婢の地位の向上を計ろうとしたものとして評価されるときべきであろう。

しかも、「私属」であることを根拠とした売買禁止令は、漸進的にはあるが、実質的にも奴婢の制限を果し、さらにはその廃絶の方向をも志向するものであったとしてもいいのではあるまいか。

奴婢の起源が何にあるにせよ、一応安定した泰平の世が続き、奴婢制が（中国史上では）最も爛熟した時期に入っていたと思われる前漢時代、奴婢の恒常的な発生源は（出産による自然増や一部の虜略を除けば）、その多くの部分が人身売買や質入であったと思われる⁽⁴⁾。しかも奴婢は、資産の中で相当大きな比重を占める極めて高価な商品であった⁽⁵⁾。王莽の令文中に、

置_二奴婢之市_一、與_二牛馬_一同_レ蘭。

とあったが、都の長安を始め、洛陽・邯鄲・臨菑・宛・成都などの重要都市に奴婢市が開かれ、この高価な商品が、極めて活潑に取引されていたことであろう。そこへ突如として売買禁止令が出されたわけであるから、その混乱ぶりは想像に余りあるものがある。哀帝のとき、限田・限奴婢策が討議されたときにも、その立案の段階で早くも

時田宅・奴婢買爲_二減賤_一。

（漢書 二十四 食貨志上）

とあるように、流通段階で大きな混乱を惹き起したが、王莽の売買禁止令は、その比ではなかったであろう。奴婢の値段は大暴落し、それでも人々はやむなく安値で人身売買の闇取引をしたことであろうが、それはまた、

及坐_下賣_二買田宅・奴婢_一、鑄_二錢_一、自_二諸侯卿大夫_一、至_二於庶民_一、抵_レ罪者不_レ可_二勝數_一。

（漢書 九十九 王莽傳中）

という結果を生み出し、多くの逮捕者を出して混乱を一層助長することとなる。この政策がたった三年で、

諸名_二食王田_一、皆得_レ賣_レ之、勿_二拘以_レ法。犯_二私買_二賣庶人_一者、且一切勿_レ治。

（漢書 九十九 王莽傳中）

とあるように、引つこめざるを得なくなったのも当然であろう。後年、「新」王朝に対する反乱が起るとき、王莽失政の一つに数えられるのが、この「民田・奴婢不得売買」なのである⁽⁶⁾。

王莽の政策が、このように強烈な反撥をひき起したということは、しかし逆にいえば、王莽の（田宅）奴婢売買禁止令が、当時の奴婢制度の根幹を揺がすような政策だったことを示しているとされよう。それは奴婢の恒常的な発生源を断ち、その流通ルートを切断する致命的な政策であったわけである。

当時の奴婢の中には、単なる家内奴隸ではない、農耕奴隸が多数含まれていたものと思われる⁽⁷⁾。これは、董仲舒以来、限田策が常に限奴婢策とセットになって語られていることから想像されるのであるが、とすれば、王田制による土地所有制限が、もし実際に実行に移されたとしたら、（事実、ある程度は実行に移されたものと思われるのだが⁽⁸⁾）当然、奴婢の存在にも相当に大きな影響を与えたことであろう。そこに、売買禁止令が（これは強引に実行に移されて）追い討ちをかけたわけであるから、王莽の奴婢政策は、当時の奴婢制度の根幹を揺る改革策になり得たものと考ええる。

すなわち、王莽の奴婢政策は、まず、それを「私属」と呼称したことによって、私奴婢の地位の向上を計ったものと評価すべきであり、さらに、「（私属）」であることを拠りどころとして（売買禁止令を出したことによって、単なる数量的な奴婢制限策よりも遙かに強烈なダメージを奴婢制度に与えることになり、結果として、（漸進的）ではあるが）奴婢の廃絶の方向を打ち出したものと解されよう⁽⁹⁾。

王莽がこのような奴婢政策を打ち出したのは、一つには、王田制と並んで施行することによって、周代の聖制を復元する徳行ある天子としてのイメージづくりに狙いがあったことはもとよりであろうが、し

かし理由はただそれだけであろうか。

王莽は先にも挙げたように、多くの法令違反者を没入して官奴婢とした。地皇二年（A.D. 21）のことであるが、

民犯^レ鑄^レ錢、伍人相坐、没入爲^二官奴婢^一。其男子檻車、兒女子歩、以^二鐵鎖^一、琅^二當其頸^一、傳詣^二鍾官^一、以^二三十萬^一數。

（漢書 九十九 王莽傳下）

とあり、その数がまことに膨大なものであったことがわかる。つまり王莽は一方において私奴婢を抑制しながら、同時に、もう一方においては（結果として）官奴婢の増大を計っていたといわざるを得ないのである。

このことは、王莽の政策が、ただ単に理想主義的な徳治政策として掲げられたものだっただけなのではなく、より強力な帝権を目指した中央集権化政策の一環としての意味を（恐らく意図的に）もっていたものと解すべきではなからうか。ただそれが、豪族層を中心とした猛反対をひき起すに違いないことを、読み切れなかったところに、王莽の些か現実離れした、政治家としては致命的な性格的欠陥を窺い見るのであるが。

（一）

王莽の煩雑で、現実への適合性に欠けた諸政策は、たちまち帝国の全体に大混乱をひき起し、天鳳四年（A.D. 17）の呂母の乱を皮切りに各地に農民反乱が勃発した。中で最も有名なものが、眉を赤く染めて敵味方の識別としたという赤眉の賊である。と同時に豪族集団による反乱もまた起った。中で最も著名なのが、南陽の劉氏一家による反乱である。

豪族反乱についてはしばらくおき、農民反乱についてであるが、その指導者層がどのような階層のものであったかということが、農民反

乱軍の史的性格を明らかにするという問題意識に関連して、先年来、種々検討されている⁽¹⁰⁾。

郷（里）共同体の中に成長した土豪の役割を強調して、赤眉等の反乱はこのような土豪層によって指導されたものであったとしたのは、河地重造氏である。河地氏は、「……三老・父老の支配力と権威とは村落内における土豪的地位と、それを裏付けるデスポティズムを支えられていたが、……」と規定されている⁽¹¹⁾から、「三老、父老、土豪」の三者は等置されることになるが、五井直弘氏もまた「こうした農民軍の中心は、せいぜい下級役人を加えた田舎臭い父老層ではなかったかと思われます。」と述べておられる⁽¹²⁾から、農民反乱軍の指導者層の把握の仕方は、ややニュアンスが異るとしてもほぼ同趣旨である」とみて差し支えあるまい。また、好並隆司氏も、土豪の規定内容が河地氏とは若干異るとはいえ、指導者層の捉え方は、本質的には同様であるとしてよからう⁽¹³⁾。

ところで、赤眉等の反乱は、豪族集団の反乱と違って極めて自然発生的なものであった。たとえば、

是歳、赤眉力子都・樊崇等以^二饑饉^一相聚、起^二於琅邪^一。

（漢書 九十九 王莽傳下）

時青徐大饑、寇賊蜂起。

（後漢書 十一 劉盆子傳）

荆揚之民、（中畧）連年久旱、百姓飢窮、故爲^二盜賊^一。

（漢書 九十九 王莽傳下）

初四方皆以^二饑寒^一窮愁、起爲^二盜賊^一。

（漢書 九十九 王莽傳下）

のごとくであるが、以上に見られるように、農民反乱の直接的動機はほとんどが饑饉であって、したがって彼らは、

初（樊）崇等以^二困窮^一爲^レ寇、無^二攻^レ城^レ徇^レ地^一之計。

とか、

(後漢書 十一 劉盆子傳)

……不敢畧有城邑、轉掠求食、日闕而已。諸長吏牧守、皆自亂闕、中兵而死、賊非敢欲殺之也。

(漢書 九十九 王莽傳下)

と述べられているように、専ら食を求めて寇略を事とするのみで、決して権力機構を打倒してこれに取って代る、あるいは他の者に取って代らせるといふような意志は、(初期の段階では)全く持ち合わせていなかったと思われるのである⁽¹⁴⁾。

赤眉の賊が変質し始めるのは更始元年以後であり、明確に目的意志を持ち始めるのは更始三年以後であったと考えるが、それはさておき、彼らは三十万にも及ぶ軍団を組織するのに、

乃分萬人爲三營。凡三十營、營置三老・從事各一人。

(後漢書 十一 劉盆子傳)

とあるように、一万人を統率するのに、三老・從事各一人を置いただけである。このことは、もっと初期の段階の組織について述べた条りにおいても、

其中最尊者號三老、次從事、次卒吏(史)、汎相稱曰臣(巨)人。

(後漢書 十一 劉盆子傳)

と記されていて、その組織の終始一貫した簡潔さが伺われるのだが、こういう組織づくりの素朴さは、反乱集団の指導者である渠帥たちが、もともと郷里の三老であった、あるいは三老の出身階層であったと思われる父老・土豪層であったと考えるよりも、(そういう場合もあったであろうが)劉歆が、右に掲げた劉盆子伝中の一文に注を加えて、

案三三老・從事・卒吏、皆是漢小吏名、或郷官也。赤眉之起、不知自名官府、取耳目所熟者、爲稱呼、故有此號。

と述べているように、この反乱集団の成員にとっては、その指揮者で

ある渠帥たちも含めて、反乱前に現実に耳目で触れてきた支配機構の指導者とは、漢帝国の権力機関と自律的な郷(里)共同体との媒介の務めを果たした三老や從事でしかなかった、ということの素直な反映だったのであるまいか。

その軍団の規律は、

乃相與爲約、殺人者死、傷人者償創、以言辭爲約束。

(後漢書 十一 劉盆子傳)

という素朴さであり、また軍団には、旌旗も文書も号令もなく⁽¹⁵⁾、のちに却って王莽らをして、

此豈如古三皇無文書・號諡邪。

(漢書 九十九 王莽傳下)

と恐れさせることとなるが、こういう天衣無縫の素朴さにも、帝国の基底をなしている典型的な農民層の無智ぶりが窺われるし、また例えば、赤眉軍の事実上の最高指導者であった樊崇が、目に一丁字無かったということ⁽¹⁶⁾なども、彼ら渠帥が郷里の三老や從事であり、父老・土豪層であったと考えるよりも、乾燥した華北・華中の大地を匍匐していた無数の農民群像から、任意に選び出された農民そのものであったと考える方が、より自然な解釈であることを示唆しているのではあるまいか。

赤眉、青牘等の農民反乱軍の指導部について記載したものを、いくつか検出してみると、

① 尚書顯官、皆出庸伍、資亭長賊捕之用、而當輔佐綱維之任。

(後漢書 十一 劉玄傳)

② 諸卿皆老傭也。今日設君臣之禮、反更敵亂、兒戲尚不如_レ此。

(同右、劉盆子傳)

③ 卿所謂鐵中錚々、傭中佼佼者也。

(同右、同右)

③ 諸將皆庸人、屈起志在三財幣^一。

(同右、十六 鄧禹傳)

などがある。①は下江・平林の賊を含んだ更始政權の改めるべき点について李淑が述べたもの。②は劉盆子を擁立した赤眉の長安城における混乱ぶりを罵ったもの。③は光武帝が、降服した赤眉の領袖らに対していったことば。④は鄧禹が赤眉・青犢の賊の諸將を批判したことばであるが、これらの表現から、農民反乱軍の渠帥中には、傭人、傭作者出身のものが多かったことが判明する。

かつて多田狷介氏は、傭作について述べて、それは仮作制とは別のもので、「大土地経営の労働力を補完するものとして機能した」と指摘された¹⁷。筆者もまた、その見解には基本的には賛成であるが、ただ同氏は傭作の盛行が後漢時代に見られるとされているのであるが、(そういうように読み取れるのであるが、)その点に関しては同意し難い。傭作の現象は、すでに前漢時代にも数多く見出され、それは大土地経営における奴婢と仮作者の労働を補完するものとして、すでに十分に活用されていたと考えられる。それら傭作者の中には、適正な規模の自作地を持っているものもあったであろうし、また逆に、全く土地を喪失して「流庸」として賃労働に従事していたものもあったことであろうが¹⁸、恐らく最も多くの部分は、一家を養っていくには十分でない程度の小規模な土地の所有者層であったであろう。つまり「傭人」の名で呼ばれるものは、当時の典型的小農民層であったと解していいものと考ええるが、そういう出目のものが、農民反乱軍の渠帥には圧倒的に多かったと考えられるのである。

もちろん、反乱集団の指導層の中には、実際に郷や県の三老の職務にあったもの、父老・土豪層だったものが存在した場合もあったことであろうが、その主要部分は、以上のように小農民層だったと考えられるのであり、したがって一般の集団員もまた、その多数が小農民層

であったと考えるが、と同時に、相当数の奴婢もまた含まれていたのではあるまいか。

この点に関しては、明証はないのだが、深刻な饑饉に見舞われ、生産手段が壊れ、日常的な秩序が崩れ去った青徐の間などから、澎湃として湧き起った数十万に及ぶ反乱軍の中に、奴婢が含まれていなかったと考える方がむしろ不自然であろう。

また、渠帥のうち、名前がわかっているものの中には、たとえば銅馬賊帥、東山荒秃・上淮況等。

(東觀漢紀 二十三 銅馬等羣盜)

などというのがある。荒秃という名も面白いが、それよりも次に「上淮の況」とあるのは、一応、無姓と考えてよろしかろう¹⁹。とすれば、これは奴婢出身の渠帥も存在したことを示しているとしていいのではあるまいか。

(なお、先に、赤眉軍の簡潔な組織について述べる際に、

其中最尊者、號三三老、次從事、次卒吏、汎相稱曰三臣人^一。

とある劉盆子伝中の一文を史料として掲げたが、劉攽は、これに注を加えて、「臣人」は「巨人」の誤りであるとした。しかし、原文の通り、集団員が「臣人」と相呼称したと解して、そこに奴婢の義を見出そうとする見解が、中国の史家の中にはある²⁰。詳らかにし難いが、参考としたい。)

ところで、奴婢が軍団中に含まれていたのは、ひとり農民反乱集団ばかりではなかった。豪族集団もまた、その引率した私党の中に奴婢を含んでいたことは当然で、たとえば彭寵が、城中において子密ら三人の蒼頭の手で誅殺された間の事情²¹によっても、そのことは明らかであろう。

さらに、政府軍たる王莽の側にも、奴婢を含む軍団が存在した。

莽乃大募天下丁男、及死罪囚・吏民奴、名猪突豨勇、以爲銳

卒。

(漢書 九十九 王莽傳下)

とある猪突猛勇軍がそれである。

このように、敵味方ともに奴隷集団を含んで、十余年にわたって互いに攻伐し、その結果、漸くして後漢王朝が確立されたとき、そこでは前漢時代と違って、奴婢の地位に変化が生れ、部分的には、奴婢の解放すら実施されたのもまた当然であつたらう。

光武帝劉秀の軍団が飛躍的に強力になったのは、大規模な反乱集団の一つであつた銅馬軍をその中に吸収してからで、そのために劉秀は、……悉將_二降人_一、分配_二諸將_一、衆遂數十萬。故關西號_二光武_一、爲_二銅馬帝_一。

(後漢書 一 光武帝紀上)

とあるように、銅馬帝の名で呼ばれるのであるが、この銅馬軍は、先に挙げたように、恐らく奴婢出身であつたであらうと思われるものを渠帥として頂いていたのであり、当然ながら、銅馬軍中には多数の奴隷がいた、——というよりも、一面においては、奴隷反乱集団の性格を有していたとすら言い得ると思うのである。

すでに趙翼らによって指摘されているように(2)、光武帝は天下一統後、しばしば奴婢解放令を出している。それらは確かに、地域的にあるいは時期的に限定されたものであつたには違いないが、そこにはやはり、銅馬帝たる光武帝の奴婢に対する一定の譲歩を見出し得るとしてもいいのではあるまいか。その同じ精神が、

天地之性、人爲_レ貴。其殺_二奴婢_一、不得_レ減_レ罪。

(後漢書 一 光武帝紀下 建武十一年二月の詔)

敢_二炙_二奴婢_一、論如_レ律。免_下所_二炙_二者_一、爲_二庶民_一。

(同右 建武十一年八月の詔)

除_下奴婢射_二傷人_一、棄市律_上。

(同右)

建武十一年十月の詔

というような一連の詔勅になって表現されたものと考えたい。

後漢時代の奴婢は、前漢時代に比べ、全体として一定の地位の向上の認められることがかつて指摘されたことがある(23)。また、宇都宮清吉氏もかつて、

豪人之室、連_レ棟數百、膏田滿野、奴婢千群、徒附萬計。

(後漢書 四十九 仲長統傳)

という、仲長統の「昌言理亂篇」中の一文に注目して、前漢時代に比べ、後漢時代には小作制の方が遙かに優位していったと思われることを述べられたことがある(24)。

そういう変化の契機となつたものが、王莽の奴婢政策による私奴婢の地位の向上と廃絶への志向であり、それらの政策の失敗の結果、澎湃として湧き起つた、奴婢を含む、赤眉・銅馬等の大農民反乱による衝撃であつたと考えるのである。(一九七四・九・一二稿)

註

(1) 王莽について論じたものには、

河地重造「王莽政権の出現」(岩波講座「世界歴史」4、所収)

栗原朋信「王莽」(筑摩書房「世界の歴史」3、所収)

堀 敏一「王莽の王田について」(山本博士還暦記念東洋史論叢)所収)

狩野直禎「王莽の出自」(聖心女子大学論叢二八、一九六六)

宇野精一「王莽と周禮」(東方学報八東京V十一一、一九四〇)

吉田虎雄「王莽の社会政策」(東亜経済研究四一一、一九二〇)

Hu Shih "Wang Mang, the socialist emperor of nineteen centuries ago" Journal of the North China Branch of the Royal Asiatic Society, Vol. 59, 1928

などがある。

(2) 堀敏一、前掲論文。

- (3) 宇都宮清吉「僮約研究」(一一)「莊園經濟について」(「漢代社会經濟史研究」所収)
- (4) 天野元之助「漢代豪族の大地經營試論」(「瀧川博士還曆記念論集」)(「東洋史篇」所収、一九五七)
- (5) 宇都宮清吉「西漢時代の都市」(四)「企業と商人」(「漢代社会經濟史研究」所収)
- 天野元之助、前掲論文。その他
- (6) 新室即位以来、民田奴婢、不得賣買。數々改錢貨、徵發煩數。軍旅騷動、四夷竝侵、百姓怨恨、盜賊並起。
(漢書 九十九 王莽伝下)
- (7) ……為郷里著姓。父重字君雲、世々善農稼、好貨殖。(中略)其營理産業、無物所棄、課役童隸、各得其宜。故能上下勦力、財利歲倍、至及開廣田土、三百餘頃。
(後漢書 三十二 樊宏伝)
- なお最近、秦商鞅の身分制を検討して、多数の農耕奴隸の存在すべきことを指摘した古賀登氏のユニークな見解がある。(「秦商鞅の軍制、軍功褒賞制と身分制」社会經濟史学四〇—四)
- (8) 明學男張郎・地理侯孫陽、造井田、使民棄土業。
(漢書 九十九 王莽伝下)
- (9) 民田・奴婢売買禁止令を一応撤回したのちにおいても、
於是、邊民流入内郡、為人奴婢、廼禁吏民、敢挾邊民者棄市。
(漢書 九十九 王莽伝中)
- に見られるように、奴婢の増大を抑制するべく努めている。
- (10) 河地重造「赤眉の乱と後漢帝国の成立について」(「歴史学研究」一六六、一九五二)
- 五井直弘「兩漢交替期の叛乱」(歴史学研究会一九五三年大会報告)
- 木村正雄「前後漢交替期の農民叛乱——その展開過程——」(東京教育大学文学部紀要六一、一九六七)
- 好並隆司「小農民の闘争と前漢帝国」(岡山大学文学部学術紀要三〇、一九七〇)
- (11) 河地氏、前掲論文。
- (12) 五井氏、前掲報告。
- (13) 好並氏、前掲論文。
- (14) したがって、赤眉の名の由来するところとなった「眉を朱く染めて相識別した」ことを以て、彼らがこの時点ですでに、漢王朝再興の意図をもっていた証佐とする理解は疑わしく、この点、「赤眉が後漢の再興を目的として火徳を重視した」というような解釈や、黄巾がその打倒を目標として土徳を標榜したというような解釈は、いずれも単なる後世における推測にすぎない」という福井重雅氏の指摘は示唆に富む。(「黄巾の乱と起義の口号」大正大学研究紀要五九)
- (15) 訖無文號・旌旗・表識。
(漢書 九十九 王莽伝下)
- 無文書・旌旗・部曲・號令。
- (16) (樊)崇雖起勇力、而為衆所宗、然不知書數。
(後漢書 十一 劉盆子伝)
- (17) 多田狷介「後漢豪族の農業經營——仮作・傭作・奴隸労働——」(歴史学研究二八六、一九六四)
- (18) (始元四年)七月詔曰、比歲不登、民匱於食、流庸未盡還。(師古曰、流庸、謂去其本郷、而行為人庸作也)
(漢書 七 昭帝紀)
- (19) 「東山荒秃上淮況等」を三人の賦帥の姓名(「東山荒・秃上・淮況等」と解する見解もあるが、(范文瀾「中国通史簡編」第二編・第二章、第八節)ここはやはり「東山の荒秃、上淮の況等」と解すべきものであろう。
- 木村正雄氏も「東山荒秃、上淮況等」と句読点を施し、「その名からすれば徐州の山東丘陵地から兗州・子州方面、淮河流域の出身であったと推察されるが、(下略)」(木村氏、前掲論文)と述べておられるところをみると、卑説のごとき解釈なのであろう。

漢代の奴婢が無姓を原則としたかどうか議論が行われているが、無姓者が奴婢であったことは間違いないだろう。尾形勇「漢代に於ける「姓」と身分——中国古代奴婢制に関する一考察——」（歴史学研究二九八、一九六五）片倉穰「漢代の奴婢無姓に対する疑問——尾形氏の所論によせて——」（歴史学研究三二四、一九六七）等を参照。

(20) 王忠治、杜文凱、王汝豊「關於兩漢社会性質問題的探討」（中国的奴隸制与封建制分期問題論文選集）所収

(21) 蒼頭、子密等三人、因_二（彭）寵臥寢_一、共縛著_レ牀、告_二外吏_一云、大王齋禁。皆使_二吏休_一、偽稱_二寵命教_一、収_二縛奴婢_一、各_レ置_二一處_一。

（後漢書 十二 彭寵伝）

(22) 趙翼「廿二史劄記」四「光武多免奴婢」

(23) 小畑龍雄「漢代に於ける奴隸の地位に就いて」（東洋史研究五一三、一九四〇）

(24) 宇都宮清吉「漢代大私有地に於ける小作者と奴隸の問題」（東洋史研究二一一、一九三五）

（東洋史科 助教授）